

ケアハウス あじさい

運営規定

令和 6 年 4 月 1 日

目次

第1章 施設の目的及び運営方針

(第1条) 目的

(第2条) 基本方針

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(第3条) 職員の職種、数及び職務内容

(第4条) 勤務体制の確保

第3章 入居定員等

(第5条) 入所定員

(第6条) 入居対象者

第4章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(第7条) 入居申込者等に対する説明等

(第8条) 入退所

(第9条) サービス提供の方針

(第10条) 食事

(第11条) 生活相談員等

(第12条) 居宅サービス等の利用

(第13条) 健康の保持

(第14条) 地域との連携

(第15条) サービス提供の記録

(第16条) 利用料の受領

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(第17条) 入居者が遵守すべき事項

第6章 非常災害対策

(第18条) 非常災害対策

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(第19条) 虐待の防止の為の措置に関する事項

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(第20条) 衛生管理等

(第21条) 協力医療機関等

(第22条) 苦情への対応

(第23条) 事故発生の防止及び発生時の対応

(第24条) 記録の整備

(第25条) 秘密保持等

(第26条) 掲示

第9章 雑則

(第27条) 改正

「ケアハウス あじさい」運営規定

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 滝川会が運営する軽費老人ホーム「ケアハウスあじさい」(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族の援助を受けることが困難な者(以下「入居者」という。)に対して、無料又は低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜を提供することによって、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスの提供を行うように努める
- 3 施設は、地域や家庭との結び付き重視し、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって、適切なサービスを提供しつつ、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、数及び職務内容)

第3条 施設に勤務する職員の職種、数及び職務内容は、次のとおりとする

- (1) 施設長 1名(兼務)

施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
また、職員に対して必要な指揮命令を行う

- (2) 生活相談員 1名

生活相談員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う

- (3) 介護職員 1名以上

介護職員は、入居者に対して必要な生活支援等を行う

- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合、定数を超え又はその他の職種の職員を置くことが

できる

(4) 宿直者 1名

1名以上の職員が宿直勤務を行う

(5) 栄養士及び事務員

入所者40人以下又は他の社会福祉施設等併設し、入所者に提供するサービスに支障がない為配置しない

(6) 調理員

調理業務の全部を委託しているため、調理員を配置しない

(勤務体制の確保)

第4条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう職員の勤務体制を定める。

2 施設は、前項の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるように配慮する。

3 施設は、職員に対して、その資質の向上のために研修の機会を確保する。

第3章 入所定員等

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は20名とする

2 施設は、災害や虐待等やむを得ない事情がある場合を除き、前項の定員を超えて入居させることは出来ない。

(入居対象者)

第6条 施設の入居対象者は、次の各号に規定する要件を満たすものとする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者を除く。

第4章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(入居申込者等に対する説明等)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規定概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評

価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文章により終結する

(入退所)

第8条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家族の状況等の把握に努める。

2 施設は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、入居者本人及びその家族の希望を十分に勘案し、その入居者の状態に適合するサービスに関する情報を提供するとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう、必要な援助に努める。

3 施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の方針)

第9条 施設は、入居者について、安心して生き生きと明るい生活ができるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供するとともに、生きがいをもって生活するための機会を適切に提供する。

2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

3 施設は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

4 施設は、身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

5 施設は、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下、「身体的拘束適正化検討委員会」という。)を設置するとともに指針を整備し、「身体的拘束適正委員会」の会議を年に1回以上開催する。

6 施設は、身体的拘束等適正化のための定期的な研修を年2回以上行うとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(食事)

第10条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第11条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入居者又はその

家族に対して、その相談に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を送るために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者本人又はその家族が行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努める。

5 施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入居者の清潔の保持に努める。

5 施設は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等が実施できるように努める。

(居宅サービス等の利用)

第12条 施設は、入居者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切な居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行う。

(健康の保持)

第13条 施設は、入居者に対して定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入居者の健康の保持に努める

(地域との連携)

第14条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(サービス提供の記録)

第15条 施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用料の受領)

第16条 施設は、入居者から利用料として、次に掲げる費用の支払いを受ける

(1) サービスの提供に要する費用

入居者の所得の状況その他の二乗を勘案して徴収すべき費用として前橋市長が定める額とする。

(2) 生活費

食材費及び共有部分に係る費用負担

(3) 住居に要する費用

前号の光熱水費

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入居者様が選定する特別なサービスの提供を行った場合に必要となる費用

(6) 前号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となる費用で、入居者に負担させることが適当と認められる費用

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文章を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

3 第1項第2号の生活費は、地域事情、物価の変動その他の事情を勘案して前橋市長が定める額を上限とする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入居者が遵守すべき事項)

第17条 施設は、入居者、施設を利用するに当たっては、別に定める「入居者の心得」等を遵守するものとする。

2 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等については退去時に原状に復するものとする。このとき必要な費用は入居者が負担するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、年2回以上、定期的に必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じ、業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第19条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、施設の職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止対策担当者を置く。
- (5) 入居者に対し、成年後見制度を利用できるように支援する。
 - 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村に報告する。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第20条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第21条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(苦情への対応)

第22条 施設は、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、前橋市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、前橋市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を前橋市に報告する。
- 5 施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
 - 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに前橋市、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第24条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存する。

- (1) 入居者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第9条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第21条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 第22条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(秘密保持等)

第25条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らさない。

2 施設は、賞金であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(掲示)

第26条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する

第9章 雑則

(改正)

第27条 この規定を廃止する場合は、理事会の議決により行う。

付則

- 1 この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する
- 2 この規定は、令和 6年 4月 1日 一部改定